被災者生活再建支援法による支援金

〈制度の内容〉

- ●令和元年台風第 19 号による被災に伴い、国は被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)の大田区への適用を 11 月 21 日付けで決定いたしました。 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた 世帯に対して支援金が支給されます。
- ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。(限度額) (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)
 - ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

	住宅の被害程度		
	全壊等	大規模半壊	
支給額	100 万円	50 万円	

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

	住宅の再建方法		
	建築・購入	補修	賃貸 (公営住宅を除く)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修) する場合は、合計で200(又は100)万円。

詳しくは、内閣府の防災情報のページ

<u>http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html</u>「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。

<問い合わせ先>

介護保険課管理担当

03 - 5744 - 1359